

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学 非常勤講師就業規則

令和6年3月27日  
沖芸大規則第9号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 人事（第5条－第14条）
- 第3章 給与（第15条－第19条）
- 第4章 服務（第20条）
- 第5章 勤務時間、休日及び休暇等（第21条－第28条）
- 第6章 無期労働契約転換（第29条－第34条）
- 第7章 その他（第35条－第37条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下、「法人」という。）に勤務する非常勤講師の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この規則において「非常勤講師」とは、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則第2条第3項第4号の規定に基づき、講義又は実技指導等の教育研究に従事するために法人に雇用される者をいう。

#### （法令との関係）

第3条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

#### （規則の遵守）

第4条 法人及び非常勤講師は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

### 第2章 人事

#### （採用）

第5条 非常勤講師の採用は、予算の範囲内で選考により行うものとし、採用に関し、必要な事項は、別に定める。

#### （雇用期間）

第6条 非常勤講師の雇用期間は、雇用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

#### （非常勤講師台帳の整備）

第7条 理事長は、非常勤講師台帳を備え付けて、非常勤講師の状況を常に明確にしておかなければならない。

(退職)

第8条 非常勤講師は、次のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる日に退職し、非常勤講師としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て、理事長に承認された場合 理事長に承認された退職日
- (2) 第6条に定める雇用期間を満了した場合（再度雇用された場合を除く。）雇用期間満了の日
- (3) 死亡した場合 死亡の日

(定年)

第9条 非常勤講師の定年年齢は、満70歳とする。

- 2 非常勤講師が前項の定年年齢に達したときは、当該定年年齢に達した日以後の最初の3月31日に定年退職する。
- 3 教育研究又は法人運営における特別な事情があると理事長が認める場合は、1年を単位として第1項に規定する定年年齢を超えて非常勤講師を勤務させ、又は新たに勤務させることができる。

(解雇)

第10条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、書面で定めた雇用予定期間内であっても、当該非常勤講師を解雇することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、その職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠く場合
- (4) 法人の経営上又は業務上やむを得ない場合
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
- (6) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

(解雇制限)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 労基法第65条の産前産後の休業期間及びその後30日間

(解雇预告)

第12条 第10条の規定により非常勤講師を解雇する場合は、少なくとも30日前に当該職員に予告するか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分に相当する解雇予告手当を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく解雇するものとする。

- (1) 所轄労働基準監督署長の認定を受けて公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号）第44条第4号に定める懲戒解雇をする場合
- (2) 第10条第5号に該当する場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合

(退職者の責務)

第13条 法人を退職し、又は解雇された者は、指定された期日までに後任者に対する業務

の引き継ぎを完了し、その旨を上司等に報告しなければならない。

- 2 法人を退職し、又は解雇された者は、法人から貸与された物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書)

第14条 法人を退職し又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

### 第3章 給与

(給料)

第15条 非常勤講師の給料は、時間額で支給するものとする。

- 2 時間額は、当該非常勤講師の最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を公立大学法人沖縄県立芸術大学職員の初任給、昇給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和3年度4月1日沖芸大規程第18号。以下「初任給規程」という。）別表第3に定める経験年数表に定めるところにより換算して得られる年数を経験年数の基礎とし、その者の経験年数のうち、5年を超える10年までは、その月数を15月で除した数、10年を超えるものは、その月数を18月で除した数を経験年数とし、別表第1に基づき決定するものとする。
- 3 非常勤講師の基準学歴区分は大学卒とし、当該非常勤講師が有する学歴免許等の資格区分と異なる場合は、初任給規程別表第4に定める経験年数調整表に定める年数を加減した年数をもって、その者の経験年数の基礎とする。
- 4 非常勤講師には、第1項に定めるもののほか、常勤の職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額に相当する額を給与として支給することができる。

(給料の支払方法等)

第16条 非常勤講師の給料の支給日は、その月の翌月の16日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（公立大学法人沖縄県立芸術大学勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和3年沖芸大規程第17号）第13条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日を支給日とする。ただし、理事長が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した給料の額をその都度支給することができる。

- 2 非常勤講師が死亡したときは、その日まで給与を支給する。
- 3 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の給料の額は、給料の時間額にその月において勤務した時間数を乗じて得た額とする。

4 前各項に規定するもののほか、非常勤講師の給料の支給方法等については、常勤の職員の例による。

(通勤費用相当額)

第17条 非常勤講師（次項及び第3項において「講師」という。）が通勤する場合に、その往復に要する費用（次項及び第3項において「通勤費用相当額」という。）を支給する。

2 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる講師に対し、当該各号に定める学を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である講師（交通機関等（交通機関又は有料の道路をいう。以下同じ。）を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める講師を除く。）を除く。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担することを常例とする講師（第3号に掲げる者を除く。） 普通交通機関等の利用区間に係る通用期間1箇月の通勤用定期乗車券（これに準ずるものと含む。）の価額又は平均1箇月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の価額のうち最も低廉となる額（その額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額）を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする講師（次号に掲げる講師を除く。） 通勤距離を考慮して1,900円を超えない範囲内で別で定める額

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする講師 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 講師（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である講師以外の講師であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である講師及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である講師前2号に定める額（これらの額の合計額に平均1箇月当たりの通勤所要回数を乗じて得た額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額）

イ 講師のうち、第1号に定める額が前号に定める額以上である講師（アに掲げる講師を除く。）第1号に定める額

ウ 講師のうち、第1号に定める額が前号に定める額未満である講師（アに掲げる講師を除く。）同号に定める額

3 前2項の規定により支給を受ける講師が、往路又は帰路につき、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額に2分の1を乗じて得た額（往路及び帰路のいずれにおいても交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額）を減額して支給する。

4 前3項に規定するもののほか、沖縄県外に在住する非常勤講師がその職務を行うために法人に出校したときは、公立大学法人沖縄県立芸術大学旅費規程（令和3年沖芸大規程第31号）の規定の適用を受けた旅費の額に相当する額を支給する。

#### (退職手当)

第 18 条 非常勤講師の退職手当については、支給しない。

#### (給与及び通勤費用相当額の口座振込み)

第 19 条 給料及び第 17 条第 1 項に規定する通勤費用相当額は、非常勤講師の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる。

### 第 4 章 服務

#### (服務)

第 20 条 非常勤講師は、その職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 2 非常勤講師は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程等に従い、かつ、理事長の職務上の命令に従わなければならない。
- 3 非常勤講師は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第 5 章 勤務時間、休日及び休暇等

#### (勤務日及び勤務時間)

第 21 条 非常勤講師の勤務日及び勤務時間は、年度毎に決定する担当授業科目の開講時間とする。

- 2 業務上その他の都合によっては、勤務時間を変更することがある。

#### (休憩時間)

第 22 条 非常勤講師の休憩時間は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和 3 年沖芸大規程第 17 号。以下「勤務時間規程」という。）第 7 条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

#### (休日)

第 23 条 非常勤講師の休日は、沖縄県立芸術大学学年暦によるものとする。

#### (年次休暇)

第 24 条 非常勤講師として初めて採用された日（以下「採用日」という。）から起算して 2 月間継続勤務（理事長が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第 1 号に掲げる数を第 2 号に掲げる数で除して得た数が 0.8 以上である非常勤講師に対しては、別表第 2 に定める日数の年次休暇を与えるものとする。

- (1) 採用日から 2 月経過日（採用日から起算して 2 月を超えて継続勤務する日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日までの期間において出勤した日数に、2 月経過日から 6 月経過日（採用日から起算して 6 月を超えて継続勤務する日をいう。次号において同じ。）の前日までの期間における全勤務日（所属長が定める勤務すべき日をいう。次号及び次項において同じ。）の日数を加えた日数

- (2) 採用日から 6 月経過日の前日までの期間における全勤務日の日数

- 2 採用日から起算して 1 年 2 月以上継続勤務し、かつ、2 月経過日から 1 年ごとに区分した各期間（最後に 1 年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日（以下「基準日」

という。) の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割以上である非常勤講師に対しては、別表第2に定める日数の年次休暇を与えるものとする。

- 3 前2項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、2月経過日から1年ごとに区分した各期間に受けなかった日数がある場合は、その日数を当該期間満了の日の翌日の属する期間に限り、繰り越すことができる。
- 4 年次休暇は、非常勤講師の請求する時期に与えるものとする。ただし、理事長は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。
- 5 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、非常勤講師から要求があった場合は、半日又は1時間を単位として与えることができる。
- 6 前項に規定する半日を単位とする年次休暇は、始業時刻から又は終業時刻までの連続する当該非常勤講師の1日に勤務するとしている勤務時間の半分の時間（休憩時間を除く。）とする。
- 7 第5項に規定する1時間を単位とする年次休暇は、5日の範囲内で与えることができる。
- 8 年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

**第25条** 理事長が任命する職にあった者が引き続き非常勤講師として新たに採用された場合は、採用日前に任用されていた職（以下「従前の職」という。）に採用された日を採用日として、前条の規定を適用するものとする。

- 2 前項の規定の適用を受ける非常勤講師が従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇は、前条の規定により与えられた年次休暇とみなす。ただし、従前の職の任用期間中に与えられた年次休暇に相当する休暇の日数のうち受けなかった日数がある場合は、同条第3項の規定にかかわらず、その年次休暇に相当する休暇が与えられた日から起算して2年を経過する日まで受けることができるものとする。
- 3 前項ただし書の場合において、前条第2項の規定により与えられる年次休暇の日数に前項ただし書の規定により受けることができるとされた日数を加えて得た日数は、40日を超えないものとする。
- 4 第1項の規定の適用を受ける非常勤講師のうち、従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇の日数が別表第2の規定を適用した場合に与えられるべき年次休暇の日数に満たないものには、採用日にその満たない年次休暇の日数を与えるものとする。

#### (年次休暇以外の有給休暇)

**第26条** 理事長は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の非常勤講師が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合理事長の定める勤務時間の範囲内で、妊娠満23週までにあっては、4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあっては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあっては1週間に1回、産後1年までにあってはその間に1回（医師等の特別の指示があった場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時

間

- (2) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定の女性の非常勤講師が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (3) 女性の非常勤講師が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の非常勤講師が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）  
(無給休暇、休業等)

第27条 理事長は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当し、休暇及び休業を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇及び休業を与えるものとする。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認める日又は時間
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害により非常勤講師の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内
- (6) 業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。） その理由の発生している期間
- (7) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合又は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間
- (8) 非常勤講師の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第3の左側に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間
- (9) 妊娠中の女性の非常勤講師が通勤に利用する交通期間の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- (10) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (11) 非常勤講師が、配偶者、父母、子、配偶者の父母及び理事長が別で定める者の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該者の世話をを行うことをいう。）のため、養育する義務教育修了前の子（配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子（非常勤講師と同居のものに限る。）を含む。この号に

おいて同じ。)に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため、又は当該子に係る理事長が別で定める事由のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において 5 日(その養育する義務教育修了前の子(義務教育終了後も特に配慮が必要として理事長が別で定める子を含む。)が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内で必要と認める期間(非常勤講師の事情を考慮し理事長が別で定める非常勤講師にあっては、当該期間に 1 日を加えた期間)

- (12) 次に掲げる者(ウ及びエに掲げる者にあっては、非常勤講師と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護状態にある対象家族」という。)の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤講師が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において 5 日(要介護状態にある対象家族が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内で必要と認める日又は時間(以下「介護休暇」という。)

- ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母
- イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者
- エ 子の配偶者及び配偶者の子

- (13) 次に該当する非常勤講師が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、非常勤講師の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 93 日を超えない範囲内で所属長が指定する期間(以下この号及び次号において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合指定期間内において必要と認められる期間(以下「介護休業」という。)

- ア 1 年間の勤務日数が 121 日以上であるもの

- (14) 次のいずれにも該当する非常勤講師が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する 3 年の期間(当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間(当該非常勤講師について、1 日につき理事長の定める勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間(以下「介護部分休業」という。)

- ア 1 年間の勤務日数が 121 日以上であるもの

- イ 1 日につき理事長の定める勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日がある非常勤講師

- (15) 女性の非常勤講師が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

- (16) 業務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

- (17) 業務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1 の年度において 10 日の範囲内で必要と認める日

又は時間

- (18) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間
- (19) 女性の非常勤講師が母子保健法の規定による保健指導又は健康審査に基づく指導次項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (20) 2歳に満たない子と同居し、養育する者で、育児のため休業することを希望する場合 必要と認められる期間（以下「育児休業」という。）
- (21) 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、当該子を養育するため申し出た場合 1日につき、当該非常勤講師について 1日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で必要と認められる時間（以下「育児部分休業」という。）
- 2 理事長は、1年間の勤務日が 121 日以上あり、6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務している非常勤講師が次の各号のいずれかに該当し、休暇及び休業を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇及び休業を与えるものとする。
- (1) 非常勤講師が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが適当であると認められる場合 一の年度において 5 日（当該通院等が体外受精または顕微受精に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (2) 非常勤講師の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第9号を除き、以下同じ。）が出産する場合であってその出産予定日の 10 日前の日から当該出産の日後 10 日を経過する日までの期間において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 2 日の範囲内の期間
- (3) 非常勤講師の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により非常勤講師が当該非常勤講師との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該非常勤講師が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である非常勤講師に委託されている児童及び同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である非常勤講師（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない非常勤講師に限る。）に委託されている児童を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）

を養育する非常勤講師が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間

- 3 理事長が任命する職（非常勤講師を除く。）にあつた者が引き続き非常勤講師として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から非常勤講師として採用されたものとみなして、第 2 項第 13 号及び第 14 号の規定を適用するものとする。
- 4 次の各号に掲げる介護休業及び介護部分休業の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 介護休業 1 日又は 1 時間（1 時間を単位とする介護休業は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間（当該介護休業と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内の時間
  - (2) 介護部分休業 30 分（1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（前項第 7 号に規定する減じた時間が 2 時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内）  
(育児休業等)

第 28 条 前条第 1 項第 20 号に該当する者であつて、次のいずれにも該当する場合は、育児休業をすることができる。

- (1) その養育する子が 1 歳 6 ヶ月に達する日（当該子の出生の日から 57 日間に内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 5 条第 4 項に規定する場合にあっては、2 歳）までに、その雇用期間（雇用期間が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと
- (2) 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの
- 2 育児休業の期間は、子が 1 歳に達する日（（育児・介護休業法第 5 条第 3 項に規定する場合にあっては、1 歳 6 ヶ月、同条第 4 項に規定する場合にあっては、2 歳）までを限度として、理事長に申出がされた期間とする。
- 3 公立大学法人沖縄県立芸術大学育児休業、介護休業等に関する規程（令和 3 年法人規程第 21 号。以下「育児介護休業規程」という。）第 12 条の規定は非常勤講師には該当しない。
- 4 前条第 1 項第 21 号に該当する者であつて 1 年間の勤務日が 121 日以上である者は、育児部分休業をすることができる。
- 5 同条第 1 項から第 4 項以外の育児休業等の取り扱いについては、育児介護休業規程を準用する。

## 第 6 章 無期労働契約転換

（無期労働契約転換の申込み等）

第 29 条 非常勤講師のうち、通算雇用契約期間が 5 年を超える者は、所定の様式で申込むことにより、現在の期間の定めのある労働契約（以下、「有期労働契約」という。）満了日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下、「無期労働契約」という。）に転

換することができる。

- 2 前項の通算雇用契約期間は、令和3年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6か月以上ある非常勤講師については、それ以前の契約期間は通算雇用契約期間に含めない。
- 3 無期労働契約転換の申込みをしようとする非常勤講師は、原則として、現在の有期労働契約満了日の30日前までに、無期労働契約転換申込書を理事長へ提出するものとする。
- 4 所定の要件を備えた前項の申込みがあった場合、理事長は、無期転換労働契約申込受理通知書を申込者に交付する。

(無期労働契約転換後の規則の適用)

第30条 前条の規定に基づき無期労働契約へ転換した非常勤講師（以下、「無期雇用非常勤講師」という。）については、この規則を適用する。

- 2 前項の場合において、第6条（雇用期間）及び第8条第1項第2号（退職）の規定は適用しない。

(無期雇用非常勤講師に係る労働条件)

第31条 無期雇用非常勤講師の労働条件は、原則として、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一のものとする。ただし、当該無期雇用非常勤講師が担当する科目及びその数、日時等は、カリキュラム編成等に基づき、年度毎に決定するものとする。

(無期雇用非常勤講師の定年)

第32条 無期雇用非常勤講師の定年年齢は満65歳とする。

- 2 無期雇用非常勤講師が前項の定年年齢に達したときは、当該定年年齢に達した日以後の最初の3月31日に定年退職する。
- 3 第1項の定年年齢に達した日以後に無期雇用非常勤講師となったものについては、無期雇用非常勤講師となった日を当該定年年齢に達した日とみなし、その日以後の最初の3月31日に定年退職する。

(無期雇用非常勤講師の定年後再雇用)

第33条 前条の規定により定年退職した無期雇用非常勤講師について、教育研究又は法人運営における特別な事情があると理事長が特に必要と認めた場合は、1年を単位として再雇用することができる。

## 第7章 その他

(業務災害等)

第33条 非常勤講師の業務上の災害及び通勤上における災害に対する補償については、労基法、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令の定めるところによる。

(社会保険等)

第34条 非常勤講師の社会保険等は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他関係法令に定めるところによる。

**(就業規則の準用)**

第35条 大学職員就業規則のうち第6条（労働条件の明示）、第19条（自己都合による退職手続き）、第29条（誠実義務）、第31条（服務心得）、第32条（信用失墜行為等の禁止）、第33条（守秘義務）、第34条（文書の配布、集会等）、第36条（ハラスメントの防止等）、第37条（職員の倫理）、第43条（懲戒の事由）、第44条（懲戒の種類及び内容）、第45条（訓告等）、第46条（損害賠償）、第47条（安全衛生管理）、第49条（出張）、第50条（旅費）の規定は、非常勤講師に準用する。

**附 則（令和6年3月27日理事長決裁）**

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用する。
- 3 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合で必要があると認めるとときは、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。

**附 則（令和7年2月4日理事長決裁）**

この規則は、令和7年2月4日から施行する。ただし、第27条第1項第11号の規定については、令和7年4月1日から適用する。

**附 則（令和7年3月25日理事長決裁）**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (15条関係)

経験年数 (大学卒)	業務区分		
	講義及び実技指導等		実技指導 (演奏員含む)
	県内	県外	県内
6年0月未満	4,200円	4,600円	3,000円
6年0月以上 12年9月未満	4,700円	5,100円	3,500円
12年9月以上 20年3月未満	5,200円	5,600円	4,000円
20年3月以上 27年9月未満	5,700円	6,100円	4,500円
27年9月以上	6,200円	6,600円	5,000円

備考

- 上記にかかわらず名誉教授及び客員教授の時間給は6,600円とする。

別表第2（第24条、第25条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	採用日から起算した継続勤務の期間						
		2月	1年2月	2年2月	3年2月	4年2月	5年2月	6年2月以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている非常勤講師にあってはこの表の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている非常勤講師にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている非常勤講師又は1年間の勤務日数が216日以下とされている非常勤講師であって、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該非常勤講師の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

別表第3（第27条関係）

死亡した者	日数
配偶者又は父母	7日
子	5日
祖父母	3日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

備考　葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。